

ふれあいバスの利用について

しあわせ村指定管理者 アイコーサービス株式会社

使用目的の範囲及び内容

使用目的の範囲は、しあわせ村健康ふれあい交流館（温浴室、トレーニング室、多目的ホール、集会室）を使用する場合及び市が実施する健康づくり事業へ参加する場合

使用者の範囲

バスを使用することができる方は、次に掲げる方で1回概ね6人以上26人未満で使用する方

- ・東海市に居住している60歳以上の方
- ・東海市に居住している方で身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方（身体障がい者手帳第1種の方、療育手帳A・B・Cの判定者及び精神障がい者1・2・3級の方で援護を要する方は、その付き添いの方を含みます）

■ 申し込みについて

バスを使用する方で、健康ふれあい交流館の多目的ホール及び集会室の利用と同時に申し込み場合は、使用しようとする日（以下「使用日」という）の180日前から使用日の10日前までに、その他を利用する場合は、使用日の属する月の前々月の1日から使用日の10日前までにバス使用申込書を提出

■ 利用時間

バスの利用時間は、午前9時から午後5時まで（しあわせ村を出庫し、入庫するまでの時間）とします

■ 利用できない日

- ・健康ふれあい交流館の休館日
- ・バスを整備（車検等）する日

■ 利用上の注意事項

- ・車内での飲酒、喫煙はおやめください
- ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為はおやめください
- ・1団体につき1週間に原則1回の送迎とします
- ・1団体の送迎場所は、原則1箇所とします
- ・乗車定員に満たない場合は、複数の団体を送迎することができます